

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																					
<p style="text-align: center;">第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年1月21日経企第4868号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は令和7年2月1日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （サービス提供の終了）</p> <p>3 当社は、I P 通信網サービス（接続方式に係る品目が L A N 方式又は V D S L 方式であるものに限り。）について、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内が I P 通信網サービス（接続方式に係る品目が光方式であるものに限り。）の提供区域である場合であって特定 F T T H 事業者が別に定める建物等に該当するときは、特定 F T T H 事業者が別に定める日をもってその I P 通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社は終了の期日等をあらかじめその契約者に通知します。 （サービス提供に関する経過措置）</p> <p>4 前項の場合において、契約者からその I P 通信網契約に関する接続方式に係る品目を L A N 方式又は V D S L 方式から光配線方式へ変更する請求があった場合であって、その承諾に基づく工事完了日が特定 F T T H 事業者が別に定める日以降となることを当社が確認したときは、当社はその I P 通信網サービスを、特定 F T T H 事業者が別に定める日から起算して6か月の間提供します。この場合において、契約者は当社が提供を継続した期間についてその I P 通信網サービスの料金の支払いを要します。 （ドコモ光移転工事費割引施策の適用）</p> <p>5 当社は、この附則実施の日から令和7年5月29日までの間において、第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除きます。）に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求（その請求と同時にその I P 通信網サービスの品目を変更する請求をするものを除きます。）を承諾した場合であって、令和7年11月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）の2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">工事費の額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th style="text-align: center;">次の税抜額（かつこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ウ 回線終端装置工事費</td> <td style="text-align: center;">屋内配線設備の部分</td> <td style="text-align: center;">1 配線ごとに</td> <td style="text-align: center;">1,000円（ 1,100円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回線終端装置の部分</td> <td style="text-align: center;">1 装置ごとに</td> <td style="text-align: center;">500円（ 550円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 当社は、この附則実施の日から令和7年5月29日までの間において、第2種契約に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求を承諾した場合であって、令和7年11月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）の2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	工事費の額				次の税抜額（かつこ内は税込額）	ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（ 1,100円）	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（ 550円）	区分	単位	工事費の額				<p style="text-align: center;">第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p>
区分		単位	工事費の額																			
			次の税抜額（かつこ内は税込額）																			
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（ 1,100円）																			
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（ 550円）																			
区分	単位	工事費の額																				

			次の税抜額（かつこ内は税込額）
ウ 回線終 端装置工 事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（ 1,100円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（ 550円）

（ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）

7 当社は、この附則実施の日から令和 8 年 1 月 29 日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和 8 年 1 月 31 日までにその承諾に基づく工事（移転に係る請求に伴うものを除きます。）を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表（工事費）の 2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。

(1) 第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限り。）に関する接続方式に係る品目を LAN 方式又は VDSL 方式から光配線方式へ変更するとき。

(2) 第 2 種契約（通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限り。）に関する接続方式に係る品目を VDSL 方式から光配線方式へ変更するとき。

(3) 第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限り。）に係る一般契約の解除と同時に新たに第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り。）に係る定期契約を締結するとき、又は第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限り。）に係る定期契約の解除と同時に新たに第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り。）に係る一般契約を締結するとき。

(4) 特定 F T T H 事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）が定める契約約款に規定する契約（メニュー 5 - 2 における提供の形による細目が II - 1 型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 2 型又はグレード 2 のものに限り。）について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約（第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り。）を締結するとき。

(5) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P 通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が LAN 方式又は VDSL 方式であると当社が認めるものに限り。）について、事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約（第 1 種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限り。）を締結するとき。

（ドコモ光 1ギガ⇒10ギガ料金プラン変更工事料無料特典の適用）

8 当社は、この附則実施の日から令和 7 年 5 月 29 日までの間において、I P 通信網契約（第 3 種契約を除きます。）に関する通信速度種別に係る品目を 1 G タイプから 10 G タイプへ品目変更する場合であって、令和 7 年 11 月 30 日までにその承諾に基づく工事（移転に係る請求に伴うものを除きます。）を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表（工事費）の 2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費の支払いを要しません。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～6（略）</p> <p>附 則（令和7年1月21日経企第4868号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は令和7年2月1日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （サービス提供の終了）</p> <p>3 当社は、IP通信網サービス契約約款（当社が定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）附則（令和7年1月21日経企第4868号）第3項の規定により利用回線に係るIP通信網サービスの提供を終了するときは、特定F T T H事業者が別に定める日をもってその利用回線に係る音声利用IP通信サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社は終了の期日等をあらかじめその契約者に通知します。 （サービス提供に関する経過措置）</p> <p>4 当社は、利用回線に係るIP通信網サービスについてIP通信網サービス契約約款附則（令和7年1月21日経企第4868号）第4項の規定を適用するときは、その利用回線に係る音声利用IP通信網サービスを、特定F T T H事業者が別に定める日から起算して6か月の間提供します。この場合において、契約者は当社が提供を継続した期間についてその音声利用IP通信網サービスの料金の支払いを要します。 （工事費無料キャンペーンの適用）</p> <p>5 当社は、利用回線に係るIP通信網サービスについてIP通信網サービス契約約款附則（令和7年1月21日経企第4868号）第7項の規定を適用するときは、その利用回線に係る音声IP通信網サービスの契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）の2（料金額）の2—1のイの(ア)に規定する交換機等工事費の支払いを要しません。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～6（略）</p>